

論 文

地域文化財からみた木梨精一郎

齊藤 理・渡部 史之

はじめに

山口県立大学では、これまで大学が位置する山口市宮野地域を中心として、地域文化資源の活用を通じた地域・大学間連携による地域づくりに取り組んできた¹⁾。宮野には数多くの地域文化資源が存在するが、大学の北に位置する木梨邸もその一つである。木梨邸は、戊辰戦争で東海道鎮撫総督参謀などを務め、英国公使パークスと会見し江戸城無血開城に関わったことでも知られる木梨精一郎（一八四五―一九一〇）ゆかりの邸宅²⁾で、慶応三年（一八六七）に建造された木造数寄屋建築が現存し、敷地内には精一郎の墓所などがある³⁾。

文化財は、国や地域の歴史や文化を知るうえで欠くことのできない根本資料である。地域文化資源の活用を図る場合、まずはその地域に伝わる文化財について理解することが必要であるが、近世以降の文化財は古代・中世のものに比べて現存する数が多く、そのため未だ整理が行われず、その存在や重要性があまり世に知られていない場合も少なくないのが現状である。そのため、まずは地域文化財（地域に伝わる地域ゆかりの文化財）の整理を行い、その内容を把握することが何よりも重要であろう。

山口県では、平成四年（一九九二）より県史編纂事業に取り組んでおり、県史編さん室では、これまで山口県内外で史料調査を実施してきた。現在、明治維新部会では『山口県史 通史編 幕末維新』を編纂中であり、その過程において、幸いにも木梨邸および木梨家所蔵史料について調査する機会を得た。現在、木梨家所蔵史料の一部は山口県文書館に寄託されているが、同史料は幕末

期以降の長州藩（山口県）や宮野地域の歴史をはじめ、木梨精一郎と明治政府要人や文化人との様々な交流を知るうえで大変貴重なものである。しかし、同史料については未だ整理が完了には終了しておらず、そのため他の地域文化財と同様に、今なおその内容が知られていないものも多く、それらが研究などに十分に活用されていないのが現状である。

そこで本稿では、地域文化資源としての木梨邸の将来的な活用や山口県史研究に資するべく、これまで明治維新部会が実施してきた木梨家所蔵史料の調査成果の一部を報告し、地域文化財の整理の重要性を改めて確認するとともに、その保全の問題や、今後の地域・大学間連携の取り組みに求められる事柄などについても言及していきたい。

一、木梨家について

木梨家所蔵史料の検討に入る前に、まずは木梨家について確認しておきたい。木梨家は平貞盛の末裔といわれ、備後国南部で勢力を誇った杉原氏の庶流にあたる。杉原氏は、石清水八幡宮領備後国御調郡相原保を本貫地とする備後国衙の在庁官人であったといわれ、室町幕府の奉公衆として活動したことでも知られるが、惣領家が徐々に衰退していくなか、南北朝期以降に台頭してきたのが庶流である信平・為平兄弟とその子孫である信平系杉原氏であったとされる⁴⁾。現在、木梨家には複数の系図・系譜類が伝わっており、それらのうち、「木梨家先祖由来伝書」（木梨家一一）、「木梨家先祖由来書」（木梨家一三）、「木梨家先祖由来書」（木梨家所在）などには信平・為平兄弟の逸話がみられるが、それらによると、信平・為平兄弟は、後醍醐天皇と対立する足利尊氏が戦に敗れて西国に下向した建武三年（一三三六）にその麾下に加わり、多々良

浜の戦いで軍功をあげたことから、尊氏より備後国御調郡木梨庄十三か村を宛行われて鷲尾山城（釈迦ヶ峰城）を居城とし、これ以後、子孫は「木梨」を家名にするようになったとされる（木梨杉原氏）。

その後、十五世紀末から十六世紀前半にかけて京都では將軍権力に分裂が起こり、備後・安芸国でも山名・大内・尼子氏などが勢力を広げ、諸豪族の抗争と再編成が進むなか、木梨杉原氏（木梨家）は奉公衆としての立場を転換し、他の有力者との結び付きを強めたといひ、木梨杉原氏（木梨家）は尼子経久と結び勢力拡大を図るも、大永七年（一五二七）に尼子氏と対立する大内氏の攻勢が安芸・備後国で始まると、やがて大内氏に降つたとされる。

その後、『萩藩閥閥録』巻五三・木梨右衛門八に「為御兄弟一、別而申談本望候。然上者於二向後二大小事不レ可レ有三疎意一候。若於三此旨一偽者、日本国中大小神祇、殊当州巖島両大明神可レ罷三蒙御罰一者也。仍契約状如レ件」とあるように、天文二十一年（一五五二）、あるいは同二十二年）六月二十八日には、小早川隆景と木梨隆盛（高盛）の間で兄弟の契りを結ぶ起請文が取り交わされており、これを機に木梨杉原氏（木梨家）は隆景を通じて毛利氏の傘下に入ったとされ、「木梨家先祖由来書」によると、その後、天正十二年（一五八四）に木梨元恒が居城を権現山城（千光寺山城）に移すも、同十九年（一五九二）には豊臣秀吉の山城停止令により、木梨広盛が再び居城を鷲尾山城（釈迦ヶ峰城）に戻したとされる。その後、広盛は毛利輝元の命により周防国に改易され、程なく子孫のないまま早世したとされるが、弟（子息とも）・景吉により家は存続し、のちにその子孫から精一郎を輩出することになる。

二、奉勅始末をめぐる木梨精一郎の動向

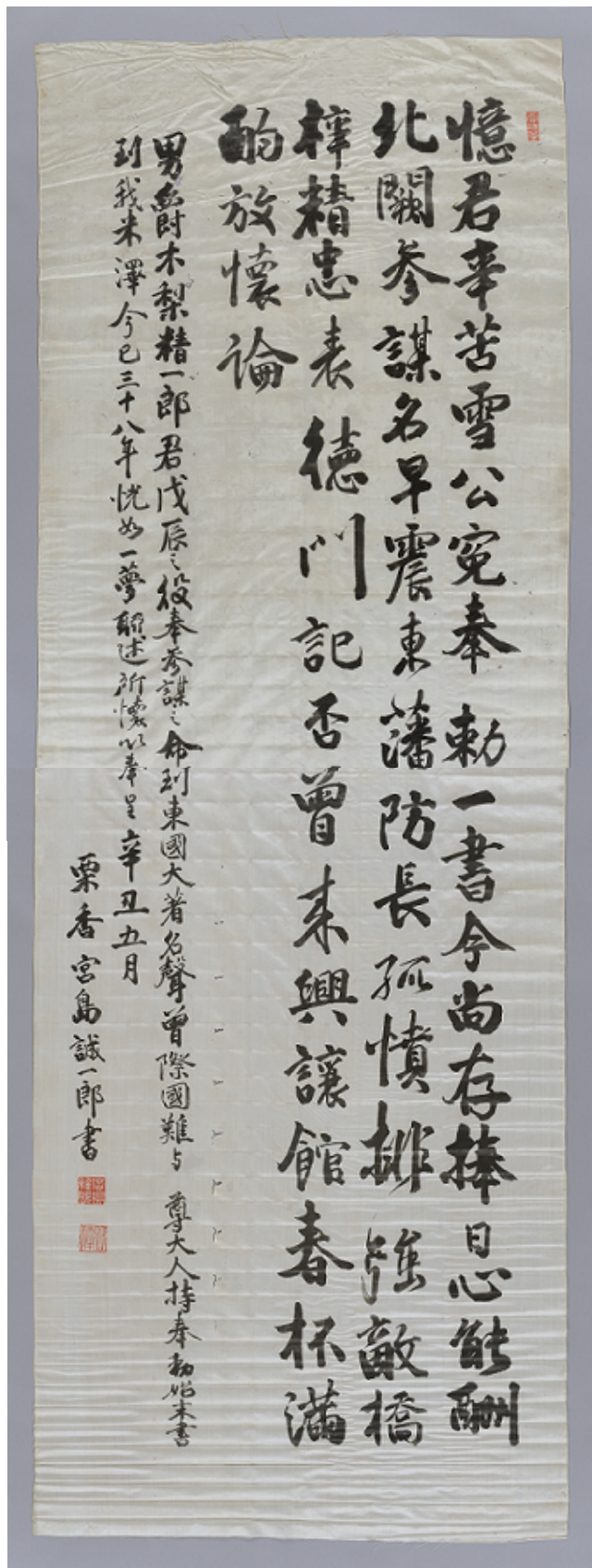
木梨家所蔵史料のうち、もつとも多くの比重を占めているのが木梨精一郎に関する史料である。そこで、具体的な検討に入る前に、まずは木梨精一郎の履歴について確認しておきたい。現在、木梨家には精一郎の詳細な履歴を含む「木梨家系譜」や「平氏木梨家系譜」（木梨家三）のほか、そのもともとなったと思われる「履歴書 木梨助太郎」（木梨家二二八）、「錦鶏間祇候正三位勲二等男爵木梨精一郎履歴」（木梨家二二九）が伝えられている。これらの史料をもとに、精一郎の履歴についてまとめると、およそ次のようになる。

精一郎は、木梨安之允（彦右衛門・一八二一〜八九）と田中九郎右衛門正路女のもと、弘化二年（一八四五）九月九日に誕生した。安政七（万延元）年（一八六〇）二月二十一日に心添見習として父と共に江戸に上ることを許され、十二月十七日に江戸の藩校有備館に入門、文久二年（一八六二）四月に父と共に上京した後、世子・毛利定広（元徳）の供を勤めて帰藩、十一月三日に練兵場に入込を命じられた。同三年（一八六三）正月に江戸で旗本一手小隊司令士となり、二月十日に劍槍銃陣砲術修行のため上京を命じられるも、下関事件の際には現地への出張を請願して許可され、その後、萩に召還されて五月十八日に定広の前詰となった。慶応元年（一八六五）五月二十二日に手廻組に加わり、小姓役を命じられ、閏五月二十九日に干城隊に入隊して山口学校に入込を命じられ、山口町兵四番小隊司令となった後、同二年（一八六六）に徳地宰判一手軍監参謀心得となり、九月十日に学科塾に入込を命じられ、十月三日には第二奇兵隊へ入隊。同三年（一八六七）十一月二十三日に先発人数と共に上坂を命じられ、慶応四（明治元）年（一八六八）正月の鳥羽・伏見の戦いに参戦すると、同月七日に東海道鎮撫総督参謀、六月七日に奥羽追討総督参謀、同月九日に大総督府参謀補助、九月九日に仙台追討兵惣軍監を歴任。明治二年（一八六九）に山口藩軍政主事助役となり、同三年（一八七〇）に同藩軍事権少参事および陸軍局大属、同四年（一八七二）に兵部少丞、同五年（一八七二）に陸軍少丞、同七年（一八七四）に内務省七等出仕および第一局第二課事務心得、同八年（一八七五）に第一局第四課兼第二課事務心得および第四局事務心得、同九年（一八七六）には内務少丞となり、琉球藩でも在勤（在勤中、藩内裁判事務取扱）、同十年（一八七七）には内務少書記官および陸軍中佐となり、山口県出張時には権令心得を勤め、同十二年（一八七九）に沖繩県令心得となり、帰京後に会計局事務取扱、同十三年（一八八〇）に取調局事務取扱、同十四年（一八八一）に新潟県大書記官、同十七年（一八八四）に長野県令、同十九年（一八八六）に長野県知事、同二十二年（一八八九）に元老院議員、同二十三年（一八九〇）に貴族院議員となり、錦鶏間祇候を命じられ、同二十九年（一八九六）には華族に列して男爵を授けられるなど、数々の要職を歴任した。その後、同四十三年（一九一〇）、東京から帰郷する途中に京都で病に罹り、四月二十六日、正三位勲二等に叙された日に同地で亡くなっている。

この精一郎に関する木梨家所蔵史料のうち、ここで特にとりあげたいのが

「宮島誠一郎筆七言律詩」である。旧米沢藩士である宮島誠一郎（一八三八—一九一一）は、藩校である興讓館で研鑽を積み、明治三年には待詔院下局出仕となり、その後、左院大議生および左院少義官儀制課長、権少内史、修史局御

用掛、修史館御用掛、参事院議官補、宮内省華族局主事補、爵位局主事補、貴族院議員などを歴任した人物である。この宮島誠一郎が、木梨精一郎について詠んだ詩を、明治三十四年（一九〇一）五月に揮毫したものが本作品である。



宮島誠一郎筆七言律詩（木梨家所蔵）

(朱印)

憶^三君辛苦^二雪^三公冤^一、奉^一勅^一書^一今尚存、捧^一日心能酬^三北闕^一、參謀名早
震^三東藩^一、防^一長孤憤排^三強敵^一、橋梓精忠表^三德門^一、記否曾來^三興讓館^一、
春杯滿^レ酌放^三懷論^一。

男爵木梨精一郎君、戊辰之役奉^三參謀之命^一到^三東国^一大著^三名声^一。曾際
^二國難^一与^二尊大人^一持^三奉勅始末書^一、到^三我米沢^一。今已三十八年、恍
如^二一夢^一。聊述^三所懷^一以奉呈。辛丑五月
栗香宮島誠一郎書(朱印) (朱印)

本作品には、木梨精一郎が天皇や藩主に忠誠を尽くしたこと、戊辰戦争で参謀として活躍し、その名声が東国で鳴り響いたこと、「尊大人」と共に奉勅始末を携えて米沢藩に到り、誠一郎と興讓館で杯を交わして語り合ったことなどが記されている。明治三十四年五月といえは、宮島誠一郎の『辛丑日記』同月十七日条に、「木梨男爵入来。此度山口県へ帰り、亡父彦右衛門之十三年忌を営む為ニ、春中贈与之七律詩を二葉揮毫を乞度、一ツハ旧宅書齋へ掛度、一ツハ牌寺ニ宝蔵致度、十九日迄認め、殊廿日ニ家来を受取ニ遣す旨約束し而辞去」とあり、ここから精一郎が五月十七日に宮島のもとを訪れ、山口で亡父彦右衛門の十三回忌法要を営むのにあわせて、「春中贈与之七律詩を二葉」ほど揮毫するよう依頼していたことがわかる。精一郎によると、このうちの一つを「旧宅書齋(現在の木梨邸)」に掛け、もう一つを牌寺(彦右衛門の位牌を安置する寺院)に納めるつもりであるという。

また、ここに「春中贈与」とあるのは、『辛丑日記』同年二月七日条に、「枕上詩一首を賦し、木梨精一郎え遣す」とあり、続けて「憶^三君辛苦^二雪^三公冤^一」春杯滿^レ酌放^三懷論^一」の詩が記されることから、本詩がもとは二月七日に宮島から精一郎に贈られたものであったことに対応する。精一郎は、四月十七日にも宮島のもとを訪れ、本詩の揮毫を依頼して¹⁸⁾、五月十七日の来訪は再度それを依頼するためのものであった。その後、宮島は五月十九日に揮毫し、同月二十三日にそれを精一郎に届けているが、本作品はまさにこの時に揮毫されたうちの「旧宅書齋(旧里居宅)」用のものと判断され、これは『辛丑日記』の記述を裏付ける重要な実物史料である。

この「宮島誠一郎筆七言律詩」の款記には、精一郎が米沢藩を訪れてから

「今已三十八年」とあるが、明治三十四年(辛丑)から数えて三十八年前にあたるのが元治元年(一八六四)である。この前年の文久三年五月十日、長州藩は豊前国企救郡田野浦沖に碇泊中のアメリカ商船ペンブロークを砲撃、同月二十三日には下関海峡を航行中のフランス軍艦キャンシャン、同月二十六日にはオランダ軍艦メデューサを砲撃するなど、諸藩に先駆けていち早く攘夷を決定したものの、六月一日にはアメリカ軍艦ワイオミングの砲撃により庚申丸・壬戌丸などの藩の軍艦が沈没・転覆し、同月五日にはフランス軍艦セミラミスとタンクレードの砲撃に遭い、下関の前田砲台を破壊されるなど手痛い敗北を喫していた。また、八月十八日には尊攘急進派が朝廷およびその周辺から一掃され、長州藩による京都御所堺町御門の警固が停止される、いわゆる「八月十八日の政変」が起きるなど、長州藩は苦境に立たされていた。こうした状況のなか、長州藩は、嘉永六年(一八五三)のペリー来航以来、藩主父子が一貫して天皇の勅諭遵奉に努めてきたこと、長州藩は海上交通の要衝にあたる赤間関を領有する責任ある立場であり、攘夷期限の五月十日に攘夷を実行したのはあくまで勅諭に基づくもので独断妄動によるものではないとする、奉勅始末を朝廷に提出して弁明を試みるが、奉勅始末を携え京都に派遣された長州藩家老井原主計の入京は最後まで認められることがなかった。一方、長州藩は奉勅始末を携えた使者を諸藩にも派遣し、同じく弁明を図ることにしたが、本作品にみえる「曾際^三國難^一」とはまさにこの時の状況を意味しており、「持^三奉勅始末書^一、到^三我米沢^一」とは奉勅始末を携えた長州藩の使者が米沢藩に派遣されたことを述べたものである。²⁴⁾

本作品には、木梨精一郎が「尊大人」と共に奉勅始末を携えて米沢藩を訪れたとあるが、「尊大人」とは父親の尊称であり、本作品によれば、精一郎は父・彦右衛門に同道して米沢藩を訪れたということになる。しかし、この時の諸藩への使者派遣について、長州藩側の史料には次のようである。

【史料二】「列藩事」(「諸記録綴込」毛利家文庫三部寄二、山口県文書館蔵)

亥十二月九日、上総殿被^レ仰^三渡^一之^一。

木梨彦右衛門

右、仙台・上杉・佐竹・相馬・板倉え御使者として被^三差越^一候事。

同

右、御使者相勤候向々えと御側御用人之唱二被_レ仰付_一候事。

同人

【史料二】「列藩事」

杉徳輔

右、水府え御使として可_レ被_レ差越_一哉。右、亥十二月十日、上総殿申_二渡_一。

「諸記録綴込」とは、嘉永六年から明治四年までの藩庁記録三五六件の簿冊を解冊して編年順に綴じ直した、四二七冊に及ぶ一大文書群である。【史料一】によると、木梨彦右衛門は文久三年十二月九日に藩主父子の書翰と共に奉勅始末を携えて仙台・米沢（上杉）・秋田（佐竹）・相馬・福島（板倉）藩へ赴くよう、長州藩家老根来上総より命じられており、【史料二】からは、同月十日に根来上総が杉徳輔（孫七郎）に水戸藩に赴くよう命じたことがわかる。

【史料三】「列藩事」

亥十二月十一日、上総殿被_二仰渡_一。

木梨助太郎

右、杉徳輔同道ニ而水府被_二差越_一候事。

同

佐々木謙蔵

右、木梨彦右衛門同道ニて仙台其外え被_二差越_一候事。

一方、同月十一日に木梨精一郎（助太郎）が根来上総より命じられたのは、父・彦右衛門との同道ではなく杉徳輔との同道であり、【史料三】によると、彦右衛門との同道を命じられたのは佐々木謙蔵であった。これは「宮島誠一郎筆七言律詩」の記述と相違する。その後、杉徳輔に対しては同月十五日に加賀藩、木梨彦右衛門に対しては同月十七日に宇都宮（戸田）藩への派遣があわせて命じられ、両者は同道者である木梨精一郎（助太郎）および佐々木謙蔵と共に、それぞれ同月十九日に山口を出立している。

本作品に關し、木梨彦右衛門が長州藩の使者として米沢藩を訪れたことは間違いない、肥後藩の「尊攘録探索書」では、肥後藩士田中彦右衛門からの報告

として、木梨彦右衛門は元治元年二月二十三日から二十六日まで米沢藩に滞在し、藩主上杉斉憲と謁見、二十七日に米沢藩を出立して秋田藩に向かったとされてお_り、実際に彦右衛門は三月十二日に秋田藩に着し、同月十八日に同地より帰国の途についたことが、秋田藩側の史料からも確認される。また、『上杉家御年譜』には、彦右衛門は二月二十日に米沢藩に着し、二十四日に藩主上杉斉憲と謁見、長州藩主毛利敬親の直書を差し出し、二十六日に再度謁見、斉憲より返答を賜ったとある。このように、滞在期間に若干の相違はみられるものの、元治元年二月下旬に彦右衛門が米沢藩を訪れたことは確かであり、このことは「宮島誠一郎筆七言律詩」の記述と一致する。

一方、彦右衛門の同道者については「尊攘録探索書」や『上杉家御年譜』などに記載がなく、また管見の限り、長州藩側の史料においても出発時の同道を命じる記録しか見当たらない。そのため従来、彦右衛門に同道して米沢藩を訪れたのは佐々木謙蔵であると認識されてきたものようであるが、この「宮島誠一郎筆七言律詩」の発見により、実際に彦右衛門と共に米沢藩を訪れていたのは木梨精一郎（助太郎）であったことが判明する。むしろ、本作品が揮毫された時期はあくまで明治三十四年五月十九日であり、精一郎（助太郎）が米沢藩を訪れたとされる元治元年から既に三十八年もの歳月が経過しており、この点は十分に考慮する必要がある。しかし、当事者である旧米沢藩士の宮島誠一郎が、米沢で木梨彦右衛門・精一郎（助太郎）父子に会ったと款記に記したことの意味はやはり看過するべきではあるまい。それでは何故に、精一郎（助太郎）が彦右衛門に同道することになったのか。その間の事情が窺えるのが、以下の史料である。

【史料四】「列藩事」

亥十二月十日、上総殿被_二仰渡_一。

杉徳輔

木梨彦右衛門

右、関東御使として被_二差越_一候之処、御勤先之儀者、兩人申合相勤候様可_レ被_二仰付_一哉。

但、彦右衛門儀者、御勤之御先方余分有_レ之候付、徳輔儀も水府罷越候事ニ付、兩人間申合配当仕候ハ、御用早々相運可_レ申候間、又々奉_レ伺候。

【史料四】によると、杉徳輔に比して木梨彦右衛門の訪問先が多く、両者とも関東方面に赴くことから、訪問先を両者の間で調整すれば、使者の務めを速やかに果たせてよいのではないかとされている。また、『浦日記』文久三年十二月二十七日条には、「此間、杉徳輔・木梨助太郎、水戸・加州え、木梨彦右衛門・佐々木謙蔵、仙台・上杉・相馬・板倉・戸田。尤此内順路次第、徳輔も来ル筈ニ御座候。若殿様御直翰、奉 勅始末をも被ニ差越一候事」とあり、ここからは、出立時には当初の組み合わせ通りに目的地に向けて出発したものの、「尤此内順路次第、徳輔も来ル筈ニ御座候」とあるように、両組とも途中で合流のうえ、訪問先の調整等を行う可能性があったことが窺える。もともと今後、長州藩や訪問先の諸藩の史料を更に詳しく調査していく必要があるが、以上の点をふまえると、道中いづれかの時点で訪問先あるいは同道者の変更が行われ、結果的に木梨精一郎（助太郎）は父・彦右衛門と共に仙台（実際は出府道中の藩主の旅宿）・米沢・秋田藩を訪れたものと判断される。もし、このような解釈が許されるならば、本作品は単に宮島誠一郎の『辛丑日記』の記述を裏付けるだけでなく、これまで知られていた長州藩側の史料内容を補う（訂正する）ものとしても貴重であると評価できよう。⁽³⁴⁾

この「宮島誠一郎筆七言律詩」の存在は、明治維新部会によるこの度の調査を通じて初めて確認されたわけであるが、その内容はこれまで知られてこなかった幕末期長州藩の細部の動向を明らかにしうる非常に重要なものである。このように、改めて地域文化財に目を向け、その整理を進めていくと、これまで知られてこなかった地域の歴史の貴重な一齣が、かくも新たに浮かび上がってくるのである。

三、木梨精一郎と山口県および宮野地域との関わり

木梨精一郎といえば、戊辰戦争で参謀役を務めたことや、その後就いた役職などに目が向けられることが多いが、それらは精一郎の事績の一部ではあるがそのすべてではなく、ひとたび「木梨家系譜」などの史料に目を転ずれば、それ以外の側面についても多くのことが窺え、それらのなかには当然、精一郎と山口県および宮野地域との関わりに関する事柄も含まれる。

長州藩では文久三年（一八六三）七月二十日に山口移鎮が発表され、これ以後、政治の中心は萩より山口に移るが、木梨家では慶応二年（一八六六）十一月に宮野の田島と山を購入し⁽³⁵⁾、同三年（一八六七）四月には木梨彦右衛門（楢原治人）が宮野に移住している。「木梨家系譜」によると、例えば明治二十六年（一八九三）十月二十三日、宮野村の里道改修費として金百円を寄付した精一郎に対し、木杯一組が下賜されている。また、同三十四年（一九〇一）六月二十二日には宮野尋常高等小学校（現在の山口市立宮野小学校）の建築費として金五十円を寄付したことに對して木杯一箇を下賜され、同三十五年（一九〇二）八月二十七日には山口県吉敷郡図書館（現在の山口県立山口図書館）の建築費として金百円を寄付したことに對し、木杯一組を下賜されている。

また、この他にも例えば、精一郎は山口県の教育振興を目的に旧藩主毛利元徳の呼びかけで始まった防長教育会の会員に明治二十一年（一八八八）になつており、会員として金二百円を寄付し、県内の教育振興に尽力している。また、同三十一年（一八九八）五月に吉敷郡教育会の基本金の一部として金三百円を寄付し、五月に特別会員、六月に名誉会員となり、吉敷郡の教育にも寄与している。また、同三十二年には忠正公（毛利敬親）および旧支藩主の銅像建設費用として金三百円を拠出し、同三十八年（一九〇五）五月には慈恵救済資金として金三百円を寄付している。また、同四十一年（一九〇八）四月には萩所在の県社・志都岐山神社の修繕費・保存資金として金五十円を寄付し、八月には孤児・貧児の養育を目的に洞春寺十九世住職荒川道隆が創設した山口育兒院に対し、金百円を寄付している。これに加え、十二月には私立鴻城中学校（現在の山口県鴻城高等学校）の維持費として金百円を寄付するなど、精一郎は維新後、生活の拠点を山口県外に移してから、故郷である山口県や邸宅が所在する宮野地域のために意を尽くしていたことが、これらの史料（地域文化財）からも窺える。

一般に、歴史上の人物はとかく特定の側面からのみ語られがちであるが、それはその人物の郷土においても例外ではない。従来、木梨精一郎といえば、軍人としての側面などに焦点が当てられることが多く、明治期の精一郎と山口県、宮野地域とのつながりについては、郷土である山口県においてすら、ややもすれば等閑視される傾向にあった。しかし、郷土の人物について多面的に捉える

ことは、単にその人物を深く理解するうえで重要であるだけでなく、その人物の郷土の歴史を理解するうえにおいてもきわめて重要である。このように、地域文化財に目を向けることで、従来あまり語られることのなかった新たな郷土の人物像や地域の歴史が浮かび上がってくるのであり、ここからも改めて地域文化財の整理の重要性とその必要性が確認されよう。

おわりに

以上、明治維新部会がこれまで実施してきた木梨家所蔵史料の調査について、その成果の一部を紹介してきた。木梨家所蔵史料の調査は現在も継続中であり、今後さらに調査が進めば、新たに多くの事柄が明らかになるであろうが、これまで紹介してきたことからだけでも、地域文化財に目を向けることにより、従来あまり語られることのなかった地域の歴史や郷土の人物について、新たな側面が明らかになり得ることが改めて確認されよう。

地域の歴史を学ぶ際、その主要な手引き書とされるものが自治体史であることが、紙幅の関係上、自治体史といえども、そこでとりあげられているのは地域の歴史のなかの一部にすぎない。しかし、仮に自治体史などに記述がみえないからといって、必ずしも事実そのものが存在しなかったということにはならない。文化財は歴史や文化の貴重な証言者であり、地域の歴史や文化を多面的に捉えるためには、地域文化財に対する理解を欠くことはできない。そのため今後、地域文化資源として木梨邸の活用を図るに際しては、単に邸宅のみに着目するのではなく、同家に伝わる文化財についても理解を深めていくことが重要になる。木梨家がいかなる歴史的背景のもとで、地域とどのような関係性を築いてきたかについて、同家に伝わる文化財を交えて理解することにより、初めて木梨邸を地域文化資源として真に位置づけることが可能となり、その活用も図れるのではないか。

またその上で、木梨邸を拠点とした地域・大学間連携が果たす役割や可能性について考えた場合、それが地域住民にとって郷土の歴史や文化についての再発見、再認識につながることは言を俟たないが、また一方で、こうした取り組みは地域文化財、地域文化資源が伝わることの重要性やありがたさについて再認識する場ともなる。地域の歴史や文化を理解するうえで欠くことのできな

い文化財が散逸せずに、今もその地域に存在し続けているということは、地域にとって何物にも代えがたい非常に重要な意義あることであり、これは現在の金額などには到底換算できないものである。文化財は一度失われてしまうと、もう二度と元に戻すことはできないが、それは地域に文化財が伝わるという事実そのものについても当てはまる。仮に、地域文化財がひとたび所蔵者のもとを離れて他地域に渡るようなことにもなれば、その文化財が地域とこれまで共有してきた密接な歴史的関係性は一度そこで断ち切られてしまうことになる。幸いにも、地域文化財がそのゆかりある地域に伝えられてきたことにより、それらを通じて、地域の人々は郷土の歴史や文化を直に感じ取ることができるのであるが、文化財があるべき場所にあり続けることの重要性については強調してもしすぎることはない。

また当然のことながら、日々の管理を怠ると文化財は劣化する。そのため一般的に、何もせずに文化財が自然とよい状態のまままで今日に伝わることはないのであり、その背景には、それらを現在まで守り伝えてきた所蔵者たちの弛まぬ努力があることを決して忘れてはならない。地域文化資源の活用を通じた地域・大学間連携の取り組みには、今一度こうした点を目を向ける契機となることが期待されよう。なお、この地域文化財の保存に関しては、実に多くの現実的な課題が山積している。有形文化財のうち、美術工芸品は主に絵画、彫刻、工芸品、書跡・典籍、古文書、考古資料、歴史資料に区分されるが、これらはそれぞれ各材質により保存に適する温湿度を異にしている。文化財の保存・管理の責任は、第一に所蔵者（公的機関などに寄託されている場合はその管理者）がそれを負うわけであるが、そのような最適な保存環境を整えるためには莫大な設備費と維持費が必要であり、現実的にそれを十分に満たすことは博物館や美術館などの施設においてすら決して容易なことではない。ましてや、それを個人で行うには限度があり、限られた条件のもとで文化財をいかに保存していくかという問題は所蔵者（管理者）にとって、またひいては地域住民にとっても大きな問題である。この問題の解決策を今ここで軽々に提示することはできないが、地域住民が地域文化財に対する理解を深め、それが地域に伝えられていることの重要性を深く認識するとともに、文化財の保存についても関心をもち続けることが、この問題の解決に向けた小さな、しかし、きわめて重要な第一歩となるのではないか。地域文化資源の活用を通じた地域・大学間連

携が、そのような問題の解決の糸口となることを切に願ってやまない。

注

- (1) 毎年、近隣の地域住民を対象に県立大学の学生が中心となって行う、宮野出身の政治家で軍人・寺内正毅ゆかりの地をめぐる「徒歩ツアー」などはその一環である。
- (2) 木梨精一郎と江戸城無血開城との関係については、石井孝「新旧政権の交代をめぐる国際情勢」(『増訂 明治維新の国際的環境』吉川弘文館、一九六六年)、大久保利謙「神奈川裁判所の設置をめぐる内・外情況―国際関係からみた神奈川県成立過程―」(『大久保利謙歴史著作集―明治維新の政治過程』吉川弘文館、一九八六年。初出は一九八三年)などを参照。
- (3) 木梨邸およびその墓所については、作間久吉『皇政復古七十年記念 山口史蹟概覧』(山口市役所、一九三六年)、内田伸編『明治維新と山口市』(山口市役所、一九八〇年)などに言及がある。
- (4) 『広島県史 中世 通史Ⅱ』(広島県、一九八四年)。
- (5) 以下、木梨家所蔵史料のうち、山口県文書館に寄託中のものについては、史料名の後に請求番号(木梨家〇〇)のみを記す。
- (6) ①「木梨家先祖由来伝書」(木梨家一一)、②「木梨家先祖由来書」(木梨家一三)、③「木梨家先祖由来書」(木梨家所在)について、それらにみえる杉原信平・為平兄弟の逸話はすべて同内容であり、①③は書写・被書写の関係にあるが、その順序については誤字・脱字や修正の有無、改行の位置などから、②は①の大半を、③は②のすべてと①の一部(②に含まれない部分)を書写したものと思われる。また、信平・為平兄弟の逸話は、④「木梨系伝書」(木梨家一〇)や⑤「伝書 相原木梨左衛門尉信平」(木梨家一二)にもみえ、④と⑤は互いに同内容であるが(ただし、④の末尾には、「于レ時文政十三寅(一八三〇)八月中日写レ之」との記載があり、続けて延文三年(一三五八)三月二十日付杉原信平禁制が書写されている。この禁制については、『南北朝遺文 中国四国編 三』(東京堂出版、一九九〇年)に二九六〇号文書として所収)、④⑤に比し

- て、①③の方がより文学的色彩の強い表現で記されていることから、③は④⑤をもとに作成されたものと判断される。なお、②については、『新修尾道市史 一』(尾道市役所、一九七一年)に翻刻がある。また、信平・為平兄弟の逸話は、『萩藩閥閥録』巻五三・木梨右衛門八、『同』巻六七・高須惣左衛門にもみえるが(ともに『萩藩閥閥録 二』(山口県文書館、一九六八年)所収)、巻五三では恩賞の内容に齟齬がみられる。
- (7) 建武三年四月六日には杉原信平に対し、足利尊氏より「今度九州発向之節、抽二軍忠、分取之条、誠神妙也」との感状が発給されている(『福山志料 下』巻三二附録古文書(福山志料発行事務所、一九一〇年)、『南北朝遺文 中国四国編』一一三一六)。また、木梨庄地頭職に関しては、信平宛の同年五月二十日付足利尊氏袖判下文写もある(『福山志料 下』巻三二附録古文書、『南北朝遺文 中国四国編』一一三六三など)。
- (8) 前掲注(4)『広島県史 中世 通史Ⅱ』。なお、「木梨家先祖由来書」によれば、天文十二年(一五四三)、木梨光恒は尼子義久に城を攻められ自害(「木梨系伝書」)、「伝書 相原木梨左衛門尉信平」には尼子晴久とある)、弟の和泉守も尾道で討死し、光恒の子・高盛(のち元清と改名)も捕らわれの身となるが、和泉守の子・盛兼は高盛と密かに書を通じ、大内義隆の加勢を得て鷲尾山城に籠城。高盛は亡父の敵を討たんと尼子氏のもとから脱出し、木梨庄に戻って家を再興したといひ、これ以後、木梨家は大内氏の麾下に加わることになったとされる。
- (9) 前掲注(4)『広島県史 中世 通史Ⅱ』。この他にも、『萩藩閥閥録』巻五三・木梨右衛門八には、「從二越前守隆盛一、隆景公之属二御手一、其子民部大輔元恒、其子宮内大輔弘盛、其子清右衛門景吉、四代相統而御軍役を勤、於二諸所一忠節仕候」とある。なお、「木梨系伝書」、「伝書 相原木梨左衛門尉信平」では、「同(天文)二十年、大内義隆卿自殺之後、始而御当家(毛利家)え御奉公仕候事」「御当家にてハ隆景公御手え被二差添一候由申伝候事」とされている。
- (10) 「木梨系伝書」、「伝書 相原木梨左衛門尉信平」には、「天正十九年、秀吉公之時、諸国地頭等山城御停止被二仰付一候故、広盛事木梨村え帰り、平地ニ改二住宅一」とある。秀吉の山城停止令については、藤木久志「山城停止令の伝承を訪ねて」(『史苑』五九一二、一九九九年)などを参照。

(11) 『日本歴史地名大系三五 広島県の地名』(平凡社、一九八二年)の「木梨庄」「鷲尾山城跡」には、文禄四年(二五九五)に周防国に移封されたとある。

(12) 木梨精一郎は、慶応元年(二八六五)十二月二十八日に「精一郎」に改名するまで、「助太郎」と称していた(「木梨助太郎嫡子御雇沙汰書他綴」〔木梨家二二二〕、「木梨家系譜」など)。また、①「木梨家系譜」と②「履歴書 木梨助太郎」、③「錦鶏問祇候正三位勲二等男爵木梨精一郎履歴」、④「平氏木梨家系譜」(④は(a) 仮綴と、(b) 四つ目綴〔ただし、現在は紐が切れ、本紙が仮綴されている〕の二冊からなる)との関係であるが、②は③の、④(a)は①の精一郎の履歴部分の草稿であり、③は①の精一郎の履歴とほぼ内容が一致する。ただし、③ではしばしば関連史料を引用しながら履歴が記されるのに対し、①は履歴のみで基本的に関連史料はなく、また③が候文であるのに対し、①は漢字カタカナ交じり文であることなどから、①は③より後に成立したものと判断される。また、④(b)は①を写し、系譜に「彝亮」とその「室」を加えたもので、田村哲夫編『宮野八百年史』(宮野八百年史刊行会、一九八一年)には、①と④(b)をもとにした、彦右衛門以後の系譜と履歴が多く翻刻されている。また、「沙汰控・覚書継立」(木梨家二二二)および「木梨助太郎嫡子御雇沙汰書他綴」(木梨家二二二)には、精一郎の履歴に関する明治初期までの原史料(の写し)が綴じられており、これらは③の典拠としても活用されたものと思われる。

(13) 木梨安之允は嘉永三年(一八五〇)六月九日に嫡子雇として手廻組に加わり、小姓役を命じられ、九月十三日に「彦右衛門」の名を賜った後、慶応二年(一八六六)六月二日に身柄一代の間、「相原」を称するよう命じられ、同月四日に「治人」の名を賜り、これ以後、「相原治人」と名乗った(「木梨彦右衛門宛沙汰書・書状綴」〔木梨家一六〕、「木梨彦右衛門〔後 相原治人〕履歴書抜」〔毛利家文庫七三藩臣履歴八、山口県文書館蔵〕、「木梨家系譜」など)。

(14) 木梨家には、これらの辞令等が伝えられている(木梨家一九〇二一・二三三・四七〇・四八・五〇〇・五一・五三・五六〇・五八・六一・六三〇・六五・六七〇・六九・七一〇・七二・七八〇・七九・八二・八九・九六〇)。

九七・一〇四〇・一〇五・一一二〇・一一三・一二九〇・一三二二など)。

(15) 絹本墨書、一枚、縦一四九・〇cm、横五三・五cm。

(16) 金子宏二編「宮島誠一郎年譜」(由井正臣編「幕末維新期の情報活動と政治構想 宮島誠一郎研究」梓出版社、二〇〇四年)。

(17) 『辛丑日記』明治三十四年五月十七日条(文書二七―A一〇四―二、早稲田大学図書館蔵)。『辛丑日記』(文書二七―A一〇四)は三冊からなり、一冊目(A一〇四―一)には一月一日から四月二十三日、二冊目(A一〇四―二)には四月二十四日から七月二十四日、三冊目(A一〇四―三)には七月二十五日から八月二十七日(他に別紙二点あり)までの記事が整理されている。なお、宮島誠一郎文書については、現在その多くが早稲田大学中央図書館特別資料室と国立国会図書館憲政資料室で保管されている。宮島誠一郎文書については、安在邦夫「宮島誠一郎文書について」(前掲注(16))『幕末維新期の情報活動と政治構想 宮島誠一郎研究』(前掲注(16))『辛丑日記』同日条ではこの後に、戊辰戦争時に木梨精一郎が西郷隆盛と共に参謀を務めたことや(西郷は当時、大総督府下参謀)、西南戦争がまさに起こらんとする明治十年、沖縄から鹿児島に立ち寄った精一郎(前年より琉球藩在勤)は西郷と面会するも、尋常ならざる機運を察し、鹿児島を離れて京都に到り、その旨を人に伝えたとする逸話が続く。なお、五月十七日に宮島と精一郎が会したことについては、前掲注(16)金子宏二編「宮島誠一郎年譜」に記載がある。

(18) 『辛丑日記』明治三十四年四月十七日条には、「木梨男爵入来。過日遣したる七律、旧里居宅并二牌寺二納め置揮毫を乞度、絹二幅持参」とある。

(19) 『辛丑日記』明治三十四年五月十九日条には、「朝起、精神を發揮し揮毫磨墨、木梨之需二応す。午後迄二葉を書す」とある。

(20) 『辛丑日記』明治三十四年五月二十三日条には、「朝、木梨精一郎帰間、宅令詩ヲ受取二来る。二葉相渡す。木梨ハ山口え帰候二付、早速届候旨有二申聞」とある。

(21) この時期の京都政局については、原口清「近代天皇制成立の政治的背景―幕末中央政局の基本的動向に関する一考察―」(『原口清著作集―幕末中央政局の動向』岩田書院、二〇〇七年、初出は一九八七年)、同「参預考」(同、初出は一九九五年)、佐々木克「公武合体」をめぐる

る朝幕藩関係」（田中彰編『日本の近世一八 近代国家への志向』中央公論社、一九九四年）、奈良勝司「奉勅攘夷体制下における徳川將軍家の動向―文久三年將軍上洛後の性格規定をめぐる相克―」（『日本史研究』五〇七、二〇〇四年）などを参照。

(22) 「奉勅始末」毛利家文庫七五維新記事雑録三五二、山口県文書館蔵。

(23) 奉勅始末をめぐる長州藩の動向については、「忠正公伝」（両公伝史料一五四〇〜二、山口県文書館蔵）に関係史料がまとめられている。また、奉勅始末に関する近年の研究としては、脇村正夫「長州藩の「公武周旋」と「八・一八の政変」への対応―「航海遠略策」と「奉勅始末」の意味―」（『山口県地方史研究』一一六、二〇一六年）がある。「忠正公伝」については、広田暢久「毛利家編纂事業史（其の三）（其の四）」（『山口県文書館研究紀要』七・八、一九八〇・一九八一年）を参照。

(24) この時期の米沢藩と宮島誠一郎の動向については、西澤真由子「文久期の京都政局と米沢藩―宮島誠一郎を中心として―」（『早稲田大学大学院教育学研究紀要』別冊九一―、二〇〇一年）、阿部恒久「文久三年の宮島誠一郎」（前掲注（16）『幕末維新期の情報活動と政治構想 宮島誠一郎研究』）、友田昌宏「文久三年京都政局と米沢藩の動向」（家近良樹編『もうひとつの明治維新 幕末史の再検討』有志舎、二〇〇六年）、同「文久三年京都政局のなかで―「近隣諸藩との関係融和をめざして」（『未完の国家構想―宮島誠一郎と近代日本―』岩田書院、二〇一一年）、同『戊辰雪冤―米沢藩士・宮島誠一郎の「明治」―』（講談社現代新書、二〇〇九年）などを参照。文久三年二月、宮島は藩主の上洛に父と共に同行したが、九月二十四日には京都を出立し、十一月三日に帰藩していた（前掲注（16）金子宏二編『宮島誠一郎年譜』）。

(25) 毛利家文庫三二部寄一〜一九、山口県文書館蔵。「諸記録綴込」の編冊作業は、毛利家編輯所により明治二十二年に開始され、数年で完了したとされる。「諸記録綴込（部寄）」については、広田暢久「毛利家編纂事業史（其の一）」（『山口県文書館研究紀要』三、一九七四年）、『山口県史 史料編 幕末維新6』解説（山口県、二〇〇一年）などを参照。

(26) 「忠正公伝」一五四一などによると、両者の派遣目的は奉勅始末への賛同の獲得と、東北の形勢視察であったという。なおこれ以前に、国重徳次

郎が徳島・津藩、木梨平之進が広島・岡山・鳥取・津山藩に使者として派遣されている（「列藩事」、『浦日記』文久三年十一月二十四日条〔毛利家文庫七一藩臣日記二、山口県文書館蔵〕、「忠正公伝」一五四一など）。両者は藩主の書翰と奉勅始末を携え、山県甲之進・岡部繁之助を同道者として十一月二十四日に山口を出立し、平之進は十二月二十七日に帰藩、徳次郎は翌年正月八日（九日とも）に山口に戻っている（「忠正公一代編年史稿」文久三年十一月二十九日条・元治元年正月九日条〔毛利家文庫五九忠正公一代編年史一、山口県文書館蔵〕、「忠正公伝」一五四一など）。

(27) 「列藩事」には以下のようにある。 杉徳輔

右、関東え被_二差越_一候処、帰り掛ヶ加州えも御使として可_レ被_二差越_一一哉。

但、加州御使之儀者、別人と申而も往来彼是不_二容易_一事二付、本文之通可_レ被_二仰付_一一哉。

右、亥十二月十五日、被_二仰渡_一。

ただし結果的に、杉徳輔は深雪に阻まれて加賀藩に赴くことができず、長州藩主父子の書翰と奉勅始末は元治元年四月、長州藩京都留守居乃美織江より加賀藩に送られた（「忠正公一代編年史稿」元治元年四月十日条、「忠正公伝」一五四一）。

(28) 「列藩事」には以下のようにある。

右、関東被_二差越_一候二付、宇都宮えも御使者として可_レ被_二差越_一一哉。

右、亥十二月十七日、信濃殿申_二渡_一。

(29) 「御用状控」（「諸記録綴込」毛利家文庫三二部寄一一、山口県文書館蔵）には以下のようにある。

覚

右、御用有_レ之、水戸辺え被_二差越_一候。尤一応江戸御屋鋪立寄被_二仰付_一候二付、今日当山口致_二出足_一候。右為_二御承知_一、如_レ此御座候。以上。

十二月十九日 渡辺伊兵衛

天野謙吉

榎崎弥八郎

渡辺内蔵太

麻田公輔

奥平数馬様

仲子孫太郎様

覚

木梨助太郎

右、杉徳輔同道にて水府被_二差越_一候_二付、一応其御地立寄被_二仰付_一候条、今日爰元出足被_二差登_一候間、右様可_レ被_レ成_二御承知_一候。以上。

十二月十九日 各 現 名

遠藤太市郎様

覚

佐々木謙蔵

右、木梨彦右衛門同道、仙台其外え被_二差越_一候_二付、一応其御地立寄被_二仰付_一候条、今日爰元出足被_二差登_一候間、右様可_レ被_レ成_二御承知_一候。以上。

十二月十九日 各 現 名

遠藤太市郎様

なお、「忠正公一代編年史稿」文久三年十二月十五・十九日条、「両公伝編年史料」文久三年十二月九日条（両公伝史料二五七五、山口県文書館蔵）、末松謙澄『修訂防長回天史 五』（マツノ書店、一九九一年復刻。原本は一九二一年）、「沙汰控・覚書継立」（木梨家二二二）、「木梨家系譜」など、長州藩側の史料ではいずれも木梨精一郎（助太郎）は杉徳輔に同道したとする。

- (30) 『改訂肥後藩国事史料 四』元治元年二月二十三日条（国書刊行会、一九七三年。原本は一九三二年）には以下のようにある。
 （三月廿九日付田中彦右衛門承り書）

一、長之木梨長左衛門与歟（一説ニ彦右衛門とも云）申者、奥羽辺を動きんと使者等参候儀、認差出置候通之處、二月廿三日分同廿六日迄米沢ニ滞留、君公ニ謁し候由。米沢ハ恐怖との事（此恐怖と申儀得与不二相応一、なにさま惑わされハすましとの事）。其七日米沢立、廿八日上ノ山泊。廿九日大雨ニ付、同所滞留。三月朔日山形泊、秋田ノ方江趣き候由。右ハ最初仙台侯御出府御道中御旅宿ニ而右長人拜謁。其節仙侯何之御返答も不_レ被_レ為_レ成、一寸ノ御逢ニ而有_レ之タルヲ、右米沢等江参りテハ、徹夜得と御談合申上候杯と申述たる歟之由。

「尊攘録探索書」によると、木梨彦右衛門は米沢藩に赴く前に、江戸警衛を命じられた仙台藩主伊達慶邦を出府道中の旅宿に訪ねたが、その時は慶邦から何の返答も得られず、謁見時間もわずかなものであったのに対し、米沢藩では夜通し談合に及んだという。なお、「尊攘録探索書」（『同』元治元年三月十九日条）には、木梨彦右衛門について、田中彦右衛門が上山藩士金子与三郎から得た情報として、「此節長州侯より使者として米沢・仙台・秋田江夫々廻り候筈之由、遊説之気味と相見候由、長州より差出候奉 勅始末と申写半紙七八枚計りも有_レ之候書付世間ニ流布いたし候。いづれ右等之振合を以申参り候歟。何様奥羽辺之人気を動し候了簡と相見候との事」とある。

- (31) 『秋田藩事蹟集』元治元年三月十二日条（『大日本維新史料稿本』一七〇―一五―一九〇七、東京大学史料編纂所蔵）には、「三月十二日、毛利大膳大夫使者木梨彦右衛門来着。大膳大夫ヨリ来書并奉勅始末ヲ贈ル。義堯病中ニテ接見セス。家老ヲシテ城中ニ於テ応接セシメテ返書ヲ交付ス。十八日、使者出發帰国ス」とある。秋田藩には、二月七日に江戸詰家老洪江内膳より、長州藩の使節が江戸を出立し、秋田藩に向かう旨を知らせる内容が届いていたという（『秋田県史 四 維新編』秋田県、一九六一年）。なお、「秋田藩士平元正手記 二（「猷芹録 義」）」（『維新史料引継本』Ⅱほ―二六二―A、東京大学史料編纂所蔵）や橋本宗彦編『秋田沿革史大成 上』（橋本宗一、一八九六年）にも、長州藩の使者として木梨彦右衛門の名がみえるが、同道者の名までは記されていない。

- (32) 『上杉家御年譜 十七 斉憲公（三）』（原書房、一九八八年）には、「（元治元年二月）二十一日、…昨日長門松平大膳大夫御使者木梨彦右衛

門参着。大町植木彦兵衛二止宿ス」、「二十四日、松平大膳大夫使者木梨彦右衛門召出サル。彦右衛門大膳大夫ノ御直書ヲ差上ル。畢テ御式台ニ於テ酒食ヲ賜フ。従者ヘハ御徒番所ニ於テ同断」、「二十六日、木梨彦右衛門召出サレ御返答仰含ラル」とある。なお、杉徳輔の帰藩は四月五日のことであり（「忠正公一代編年史稿」同日条）、木梨彦右衛門が帰藩し、米沢・秋田藩主等の返書をもたらしたのは五月二日であった（「忠正公一代編年史稿」同日条、『高杉丹治編輯日記』同日条〔毛利家文庫六〇高杉丹治編輯日記一、山口県文書館蔵〕）。また、彦右衛門による米沢藩来訪については、前掲注（24）友田昌宏「近隣諸藩との関係融和をめざして」、同『戊辰雪冤―米沢藩士・宮島誠一郎の「明治」』に言及がある。

(33) 前掲注（29）「御用状控」に「尤一応江戸御屋鋪立寄被二仰付二候二付」とあるように、両組とも一度、長州藩の江戸桜田邸に立ち寄ったうえで各地に赴くこととされており、この折りに訪問先などの変更について協議された可能性がある。なお、「（文久四〔元治元〕年正月四日付渡辺内蔵太・榎崎深八郎・中村文右衛門宛木梨彦右衛門・杉徳輔書翰」（「御用状控」）「諸記録綴込」毛利家文庫三二部寄一二）によれば、木梨彦右衛門と杉徳輔は、江戸に到着する前に、桑名で相馬藩主相馬充胤の使者と接触する機会があったものようであるが、今のところその詳細については不明である。

(34) 木梨精一郎（助太郎）が米沢藩を訪れたことが「木梨家系譜」等にみえない理由としては、①同道者の変更が成立後に行われ、一次史料である「諸記録綴込」などには成立時の組み合わせしか記されていないこと、②系譜等の編纂時には、おそらくそれらの一次史料（の写し）、もしくはそれをふまえて作成された二次史料が典拠として使用され、そのため変更後の内容が系譜等に反映されなかったことなどが想定されよう。

(35) 『山口市史』（山口市、一九八二年）など。
 (36) 「永代売渡申田畠之事」（木梨家四七六）、「売渡申山之事 永代売渡山畠田証文」（木梨家四九七）。

(37) 前掲注（13）「木梨彦右衛門（後 梶原治人）履歴書抜」には、「此度 桜畠谷村へ居宅を構住居致候処」とあり、「木梨家系譜」には、「同（慶応三年丁卯、四月九日、先レ是吉敷郡宮野村字谷ニ移居ス」とある。な

お、木梨家の「祖先ノ墳墓」が萩より木梨邸内の墓地に移葬されたのは、明治二年（一八六九）のことである（「木梨家系譜」）。

(38) 木梨家には、この時の褒賞状が伝えられている（「褒賞」木梨家一〇八、〔発給者〕賞勳局総裁西園寺公望・同副総裁大給恒）。なお、以下の事績のうち、「木梨家系譜」に記載があるものは、「沙汰控・覚書継立」（木梨家二二二）および「木梨助太郎嫡子御雇沙汰書他綴」（木梨家二二二）にも記載がある。

(39) 「褒賞」（〔発給者〕賞勳局総裁大給恒、木梨家一一八）。宮野尋常高等小学校は明治六年（一八七三）に宮野小学校として開校し、同二十七年（一八九四）に宮野尋常高等小学校に改称した。宮野尋常高等小学校については、『吉敷郡教育史』（第一書房、一九八一年復刻。原本は一九二一年）を参照。

(40) 「褒賞」（〔発給者〕賞勳局総裁大給恒、木梨家一二〇）。明治三十年（一八九七）、欧米諸国にない日本に帝国図書館が設立されると、地方においても公費や寄付金による図書館設立の動きが活発化した。山口県では、同三十二年（一八九九）に県立図書館創設運動が始まり、同三十三年（一九〇〇）には吉敷郡がその資金として寄付金一万円を県に採納（当初、吉敷郡は郡立図書館の設立を検討していたが、将来の維持費捻出に困難が予想されることから、その計画を断念した）、県では二三五〇円を經常費、七六四九円余を建築費に充てる計画を立て、同三十五年十二月に新築工事に着手、同三十六年（一九〇三）七月六日に開館した。山口県立山口図書館については、田村憲一『山口図書館五拾年略史』（山口県立山口図書館、一九五三年）、『山口県立山口図書館一〇〇年のあゆみ』（山口県立山口図書館、二〇〇四年）などを参照。

(41) 「私立防長教育会会員証」（明治二十一年付、〔発給者〕私立防長教育会長毛利元徳、同副会長毛利元敏・元功・元忠・吉川経健、木梨家一四五）。明治十七年（一八八四）一月、旧山口藩主毛利元徳は外務卿井上馨に、愛媛からの帰途に山口へ立ち寄り、山口・萩・徳山・豊浦・岩国の県立中学校はいずれも狭く、教員が不足し経費も不十分であるなどの報告を受けた元徳は、一門四家と図り、県立中学校の運営支援など、県内の教育

振興を図る組織の創設を決意。その資金として本藩毛利家より十万円、長府毛利家より一万円、徳山毛利家より千円、清末毛利家より三百円、岩国吉川家より公債証書額面二万円を拠出し、旧本支藩主五名による連名で同年十月に「私立防長教育会趣意書」を表し、防長教育会が設立された。防長教育会については、『防長教育会沿革史抄』（財団法人防長教育会、一九八〇年）、『防長教育会百年史』（財団法人防長教育会、一九八四年）、『防長教育会百二十五年史』（財団法人防長教育会、二〇〇九年）などを参照。

(42) 「証」（明治二十一年付、〔発給者〕幹事柏村信、木梨家一四四）。

(43) 「金子寄贈謝礼」（明治三十一年五月十九日付、〔発給者〕山口県吉敷郡教育会、木梨家一四九）。吉敷郡教育会は、明治三十年に郡の教育事業振興を目的に創設された。吉敷郡教育会については、前掲注（39）『吉敷郡教育史』を参照。

(44) 「特別会員証」（明治三十一年五月二十日付、〔発給者〕山口県吉敷郡教育会、木梨家一五〇）、「特別会員証」（同月二十三日付、〔発給者〕山口県吉敷郡教育会、木梨家一五一）。「特別会員証」のうち、前者はその仮証にあたる。

(45) 「吉敷郡教育会名誉会員証」（明治三十一年六月一日付、〔発給者〕山口県吉敷郡教育会、木梨家一五二）。

(46) 「証」（明治三十二年十一月二日付、〔発給者〕銅像建設事務総裁伊藤博文・同副総裁林友幸、木梨家一五三）。

(47) 「慈恵救済資金寄贈感謝状」（明治三十八年五月三十一日付、〔発給者〕山口県知事渡辺融、木梨家一五八）。慈恵救済資金は、英照皇太后の葬儀（同三十年一月十一日崩御）の際に慈善事業のための資金として皇室から拠出された下賜金を主とし、それに府県の拠出金や有志者からの寄付金などを加えたもので、主としてその資金の利殖により生じた利息が各種慈善事業に下付された。山口県では、代用感化院や育児事業などに下付されている。慈恵救済資金については、『日本帝国慈恵救済制度ノ概要』（内務省地方局、一九〇四年）、宇都築子「慈恵救済資金と慈善事業施設経営」（『社会福祉』四一、二〇〇〇年）などを参照。

(48) 「領収証」（明治四十一年四月十五日付、〔発給者〕県社志都岐山神社

総代・寄付金募集委員林万樹多・渡辺哲吾、木梨家一六一）。

(49) 「領収証」（明治四十一年八月二十八日付、〔発給者〕山口育児院主荒川道隆、木梨家一六三）。山口県では当時、貧困による捨て子や身売り、年季奉公、不就学児および日露戦争出征軍人の遺児問題などが深刻化していた。そのため、洞春寺十九世住職荒川道隆は、明治三十七年（一九〇四）に満四歳以上十歳以下の孤児・貧児の児童養護施設として境内に山口育児院を創立し、その初代院長を務めた（山口育児院は後に境外に移転している）。山口育児院については、『山口育児院八〇年史』（社会福祉法人山口育児院、一九八四年）、田代国次郎・松本れい子編『戦前山口育児院史資料 第一集—山口育児院八〇年史資料—』（社会福祉法人山口育児院、一九八四年）などを参照。

(50) 「請書」（明治四十一年十二月付、〔発給者〕私立鴻城中学校長大谷新二、木梨家一六四）。私立鴻城中学校は初め鴻城義塾と称し、海軍志願者の養成を目的に、大谷新二により明治二十二年（一八八九）に創立されたといわれる。その後、同二十五年（一九〇二）に新たに陸軍科が置かれ、同三十年に鴻城学校に改称し、同三十九年（一九〇六）に鴻城中学校となった。私立鴻城中学校については、『鴻城義塾百年史』（学校法人鴻城義塾、一九九一年）を参照。

【付記】本稿は、平成二十八年度第二回山口国際文化学研究会「地域・大学連携による地域づくりをめざして—木梨邸の事例を中心に—」（二〇一六年五月二十五日、於山口県立大学）における報告（渡部史之「地域文化財の整理と保全について—木梨家所蔵史料から—」）をもとに、その後の調査成果を加えてまとめたものである。木梨家所蔵史料の調査にあたっては、木梨恒寛氏に多大なるご理解とご協力をいただいた。また、研究会当日には多くの方々から貴重なご意見を賜り、早稲田大学中央図書館特別資料室には原本調査の機会を与えていただいた。ここに記して感謝申し上げます。（日欧建築史）（日本史学）

Kinashi Seiichiro , from the Viewpoint of the Cultural Assets

SAITO Tadashi, WATANABE Fumiyuki
(Architectural history of Japan and Europe)
(Japanese History)

There are many cultural assets in Yamaguchi prefecture at present, but much of them after the Edo Period aren't investigated sufficiently yet. Therefore it's necessary to investigate those cultural assets and know the contents to understand history in Yamaguchi prefecture and culture more deeply.

Kinashi Seiichiro, from Yamaguchi prefecture, was a military personnel, an officer of a government and a politician from the late Edo Period to Meiji Period. This paper is the part of the research result of the cultural assets transmitted to offspring's house of him. The investigation is still continuing and through this analysis we could show some new historic interpretation of Mr. kinashi. We also expect that we can grow interest in preservation of the cultural assets in Yamaguchi prefecture through these investigations.